

## 幕末長崎の外国人と米穀

田中 希和

はじめに

東山手や南山手の旧長崎外国人居留地は、幕末や明治期に建てられた洋館などの歴史的建造物や土木工作物が遺り、現在でも異国情緒を感じられる、長崎らしい地域の一つである。石畳や煉瓦塀の町並みを歩くとタイムスリップをしたような感覚に陥るが、そのころの生活や文化へ触れる糸口は決して多いとは言えない。長崎外国人居留地の生活や文化は、浜崎国男氏やブライアン・パークガフニ氏などによる豊かな研究があるが、いわゆる「鎖国」によって独自の発展を遂げた日本の中に、開港によって外国人が居留し、生活したことの特異性は、日本人と外国人の共通項を掘り下げることでより際立つものと考えられる。

本稿では、日本人と外国籍の居留民の両者にとって必要不可欠な食料を取り上げることとし、とりわけ開港前、近世日本において殊更に重要だった米をはじめとする米穀（食糧）を用いて、長崎開港前後の日本、そして長崎について概観したい。

なお、本稿で扱う史料のうち、長崎奉行所関係資料においては、森永種夫「編」『長崎幕末史料大成』に依拠した。史料の引用にあたっては刊行物の表記に従ったが、筆者が適宜、読点や中黒を施すとともに、固有名詞を除いて旧字・異体字は新字へ置き換え、原典の注記をもとに「ママ」を傍書した。また、闕字は省略した。なお、取り扱った史料の性格上、本稿における「外国」「欧米諸国」は、安

政の五箇国条約を締結したアメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスを主な対象とし、のちに条約を締結した他の欧米諸国や、欧米人に付属した清（中国）などの外国人は含まないことをあらかじめ断っておく。

### 一 近世から幕末期の対外関係における米穀取扱いの概観

（一）いわゆる「黒船来航」以前

農業生産、年貢、給米、流通、飢饉と、日本近世社会を紐解くと、必ず米に触れると言っても過言ではない。米遣いの経済と言われるように、米は単なる食糧としての意味を超え、日本近世社会における要石を担ったと言えよう。しかし長崎は、「産米少く、買入米を以取続候土地」と長崎奉行が評価するほど農業生産に適さず、食糧確保を域外へ依存せざるを得なかった。ゆえに、都市の膨大な人口を飢えさせないよう、幕府は米穀の流通に注意を払った<sup>4</sup>。

では、近世期の海外交流において、米穀はどのように扱われたのだろうか。八百啓介氏は、一七世紀の日蘭貿易における日本米の輸出について克明に追跡している。氏によると、オランダ東インド会社は、平戸商館時代、そして出島商館時代のはじめ、肥後米ほか藩領米を購入していたが、それはオランダ東インド会社のタバピヤ経営、そして日中仲介貿易の中継点としてのタイオワン商館経営のために、日本米へ依存していたためであった。しかし、元和七年（一六二二）のオランダ・イギリス商館に対する米などの輸出禁止、寛永一六年（一六三九）のオランダ船への食糧以上の米の輸出禁止、オランダ東インド会社の台湾撤退、そして寛文八年（一六六八）の輸出禁止令などによって、日本米の輸出は一七世紀半ばには途絶し

たということである。

一方、貿易のため長崎に滞在する唐人・オランダ人へは日本の米穀が食糧として供給されていた。唐人に対しては、乙名加役に「唐人粮米方吟味役」が位置づけられ、在留唐人の食糧が日本の米穀によって支えられていた。また、出島に収容されたオランダ人等の食事については、滞日時の主食であるパンは出入のパン屋が製造販売したものが用られ、日本からの出帆時には食糧として日本産の白米が積載された。外国人の口に入るとはいえ、それは通商の国の人々、つまり唐人やオランダ人の生活や航海に供するものに限定されており、「鎖国」状態のもと、日本産の米穀の流通と消費は国内に限定されたと言えよう。

しかし一九世紀には、いわゆる「薪水給与令」によって、通商の国以外も含んだ外国人に対する日本産の食料の供給が明文化された。一八世紀末以降、欧米諸国がたびたび日本へ接近し「鎖国」体制が揺らぐ。とりわけ、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件、そして阿片戦争による清の大敗など、欧米諸国の脅威を目の当たりにし、幕府は長崎警備の再検討による台場の新設・増設や異国船打払令などの強硬措置を実施した。しかし、天保一三年（一八四二）には異国船打払令を取り下げ、文化三年（一八〇六）と同様に薪水給与を認めた。諸外国との不用意な衝突を避ける目的ではあるが、「異国船と見受候ハ、得と様子相糺、食料薪水等乏しく帰帆難成趣候ハ、望之品相応ニ与へ、帰帆可致旨申論」とし、帰帆困難な漂流船に対して、相応の食料や燃料を与えることとした。

## （二）欧米諸国との条約締結と自由貿易の開始

嘉永七年（一八五四）三月締結の日米和親条約において、アメリ

カが日本へ求めた役割は、下田・箱館における捕鯨船や商船への燃料や食料の供給である。第二条では「伊豆下田、松前地箱館の両港は、日本政府に於て亜墨利加船薪水、食料、石炭欠乏の品を、日本人にて調候丈は給し候為め、渡来の儀差免し候」とされ、食料の詳細は問われていない。また、第八条で「薪水、食料、石炭並欠乏の品求る時には、其地の役人にて取扱すべく、私に取引すへからざる事」とされており、幕府の管理下で、日本が供給可能な品目を、アメリカ船員の自家用の範囲で与えることとした。

当該事項においては同等の内容を、安政元年（一八五四）八月にはイギリスと、同年十二月二日にはロシアと締結する。安政二年二月二三日（一八五六年一月三〇日）には日蘭和親条約を締結し、長崎市郷への自由外出を認めるなど、他の欧米諸国に先駆け、オランダに特権を認めたが、ここでも食料供給について踏み込んだ取り決めはなされていない。

諸外国との条約中に、米穀が登場するのは安政四年（一八五七）八月二九日の日蘭追加条約である。幕府が外国貿易の責任者であることを初めて対外的に示すこととなるが、通商規定を定める中で、箱館港での貿易の許可などとともに、阿片ほか禁制品目の制定、従来の会所貿易などを認めた。ここで、米穀にかかる第一六条を紹介しよう。

### 【史料一】<sup>16</sup>

#### 第十六条

米、大麦、小麦、大豆、小豆、石炭、美濃紙并半紙、書籍并地図類、銅器類

右は、会所取引之外商人より売渡不相成、尤、市中にて見当り、又

は売込人より当用丈け買入之分は、差支なしといへとも、若法度之書籍、凶面等有之節は差留へき事

禁制品を除き、米穀や紙、銅器類といった特定品目の取引は原則として会所に限定され、商人からの売渡し、つまり相対売買を禁止している。ただし、当座の生活のための必要品に限っては、市中や売込みの一般商人からの購入が認められた。外国人の手に渡る総量は原則的に幕府が全て把握するが、市中購入分の量については幕府の慮外となっている。日蘭追加条約の内容は、安政四年九月七日の日本国魯西亜国追加条約にも引き継がれ、その一六条においても米麦などの供給は運上所<sup>17</sup>へ限定されるとともに、自家用に限っては例外が認められた。<sup>18</sup>

翌年に締結された日米修好通商条約では自由貿易が認められたが、「米並に麦は、日本逗留の亜米利加人、並に船に乗組たる者、及び船中旅客食料の為の用意は与ふとも、積荷として輸出する事を許さず<sup>19</sup>」とされ、オランダ・ロシア・イギリス・フランスと締結した修好通商条約でも同等の内容を規定している。自由貿易、すなわち国家による管理がない、商人同士の間で相対売買が解禁されたものの、幕府は日本産の米穀をその対象外として、米穀の海外流出に対して先手を打ったと言えよう。

安政六年（一八五九）六月二日には、神奈川・長崎・箱館の三港による自由貿易が始まった。米穀の輸出の禁止及び自家用の供給の認可が明言されたものの、安政六年五月二八日の輸出禁制品一覧には武器、兵学書等の書籍が連ねられ、米穀は明記されていない。<sup>21</sup>しかし安政六年六月の箱館運上所定書<sup>22</sup>では武器や金銀、棹銅と並び、また慶応二年（一八六六）五月二三日の改税約書<sup>23</sup>では硝石と並んで、

輸出禁止の品として示された。輸出の禁止を厳格化しなければならぬほどに、日本産の米穀の生産量ないし流通量が減少している様子<sup>24</sup>がうかがえる。

一方、欧米諸国も米穀輸出の制限を無条件に受け入れたわけではなかった。長崎奉行関係資料で、箱館運上所定書の翌年、長崎のフランス領事から長崎奉行へ抗議を行った様子をうかがえる史料があるため紹介する。

#### 【史料二】<sup>24</sup>

於長崎千八百六十年六月十四日

長崎奉行尊下

君

一産物の内、蠟・種油・麦粉及び白糸を外国人江売渡すへからすと役人より日本商人江命候旨、睨と拙者江訴訟致し候、則此媒妁は條約に全く反し居、且尊下ニおいて此事件御承知無之儀は顯然致し居候故、右様なる儀不致候様、尊下速に命令を下され度相願候、若右様なる儀其俣有之候は、極而煩勞相起り申候

尊下の恭謙従者たる

拂朗西コンシユル

キールマケンジ

右文意和解仕候以上

四月廿六日

品川藤十郎

抗議の主張としては、修好通商条約によって相対貿易が始まった

にも関わらず、日本人商人から自由に麦粉ほかの品物を購入できないことを糾弾し、長崎奉行へ是正を求めている。これに関連し、米穀輸出禁止へ抗議をするイギリス・フランス公使へ幕府が宛てた書翰を紹介する。

【史料三】<sup>25</sup>

英佛公使江

以書翰申入候、国産米麦之儀税則ニ明文有之通、積荷として輸出する事ハ禁するニ付、外国人と直売買之儀は不相成段、兼而米穀渡世之もの共江普ク触示し置ぬ、尤船中乗組人数之ため用意之分は買入方差許規則なるか故、其数量は売渡さしむといへとも、我商人共江は其国士官と商人の見分成がたきニ付、是迄其士商ともニ各港運上所江銘々より申立有之取計来れる処、中ニは其断もなく直買いたすもの有之、自他共彼是不都合を生する間、以後区々ニ無之、必ず運上所へ申立候様落なく告命有之度此段申入候、拜具謹言

文久元年酉五月廿五日

御兩名 花押

幕府の主張としては、日本産の米穀に関して、積荷としての輸出や相対貿易の禁止は税則のとおりであり、その旨を日本人商人へも触れたことを述べている。そのうえで、市井の米穀商から外国人への売買を禁じた理由として、日本人商人は、外国人士官と外国人商人の見分けがつかない、つまり外国人商人が輸出のために米穀を購入しても分からないことを挙げている。運上所を通さない米穀の供給は、外国人への供給量、ひいては国内の保有量を直接把握する目的だと考えられる。

なお、米麦といった穀類そのもののみならず、米粉・麦粉につい

ても、万延元年（一八六〇）一〇月一七日に「米、麦者、外国人江猥ニ売渡候義難成筈ニ候間、米、麦粉類迎も同様たるへき処、右品是迄売渡候もの有之趣ニ相聞、如何之事ニ候、向後者米、麦同様相心得、交易品ニ取交売渡候義致間敷候、若心得違之者於有之者、嚴重之可及沙汰候<sup>26</sup>」と輸出が禁じられている。これに対して駐日英国代理公使は強く反発するが、幕府は「畢竟米麦之輸出を禁候ハ、食用必須の品たれハその乏缺に及はんことを計りしにて、製して粉となすものといへとも固より禁する」と食糧不足の回避を理由に挙げて説明を行った<sup>27</sup>。

ここまで見てきたように、幕府は開港以前より、漂流外国人や居留外国人への自家用の食料としての供給を認めたが、自由貿易の開始を契機に、米穀の輸出禁止を厳格化していく。なお、条約中で米穀輸出は禁じられたものの、欧米諸国に対し、禁を破った場合の罰則は記載されていない。周知のとおり、諸国と締結した修好通商条約では領事裁判権が明示されており、<sup>28</sup> 禁を破った外国人商人の処罰は各国の領事に委ねられていた。

幕府が米穀の輸出をたびたび禁止した背景には、欧米諸国が日本の米穀の輸出を希求したことが考えられる。産業革命を受けて、工場機械工業の生産品の販売市場と原料の確保を目指し、アジアへ進出したことは周知の事実であろう。また、一八四〇年に勃発した阿片戦争、その講和条約としての南京条約により、香港の植民地化や上海等の開港によって、欧米諸国のアジア進出が一層躍進した。欧米諸国がアジア諸国を資本主義的世界市場に次々と組み込むにあたり、清に近接した日本は、次の進出地として見込まれるとともに、このころは物資調達に手ごころな足がかりとされていたに違いない。太平天国の乱が勃発して二年余りが経過した嘉永六年（一八五三）

七月、島津斉彬が琉球から聞いた清の状況として、「南京省と北京往来第一之要処ニ候処被攻取、万事之運送不行届、米穀高直ニ相成、飢死之もの不少<sup>29</sup>」と、南京陥落による輸送の停滞、そして米価高騰や飢餓など、深刻な米穀不足を述べている。清に設けた租界ほかアジアの拠点の経営に、日本の米穀が期待された役割は大きかったと考えられる。

一方で、日本の米不足と高騰は深刻であった。たび重なる飢饉や商品作物の進展など近世期を通しての生産の不安定さに加え、外国船の来航、そして開港によって、物資流通の途絶や金銀比価の違いによる金貨流出、それらに伴う物価高騰など流通の問題も起こった。慶応二年（一八六六）一〇月には、幕府は「当年諸国作方不宜哉之趣ニ相聞、米價格外高直相成、下々難儀可致ニ付、公辺おゐても、外国米御買入相成候筈ニ候得共、潤沢之ため、外国米買入売捌不苦候間、外国売人共より勝手次第買入候様可致候<sup>30</sup>」と町中へ触れ、外国商人から買い入れた米によって市井の食糧不足を凌ぐとさえした。

幕府は、米穀の国外流出について、欧米諸国との条約中で制限を試みる一方、禁を破った外国人商人への直接的な影響力は持てなかつた。一方、自国民の食糧供給は外国産の米穀で補おうとするが、それは商人同士の相對貿易の中で行わせようとした。このころの幕府は、自国民を飢えさせないという、統治者として必要最低限の役割さえも主導できず、他方で特定の品目の輸出制限を行い、完全な自由貿易を成しえなかつたと言えよう。

## 二 居留外国人への米穀の供給

ここまで、いわゆる「鎖国」から「開国」まで、対外関係における米穀の取り扱われ方を概観した。日本と欧米諸国はそれぞれ、日本産の米穀をいかに手中に収めるか画策していたが、そのとき開港場である長崎では何が起こったのだろうか。

修好通商条約により、長崎には外国人居留地が設けられた。万延元年（一八六〇）に外国人への貸出しが開始されて以降、外国人が止宿を行ったが、欧米諸国から見れば、長崎は商売の場であるとともに、生活の場だったとも言えよう。会所渡しに限定されたとはいえ、日本から供給される食糧で居留外国人たちは生活したが、では実際、どのように供給されていたのかを、二点の史料から確認したい。【史料四】は元治二年（一八六五）四月二〇日、各国領事集会での議題を持ち帰り、幕府が論じた結果を長崎奉行から通告したものの、【史料五】は慶応元年（一八六五）九月に、長崎奉行服部常純から長崎奉行支配組頭や運上所掛、勘定方、目付方へ示された「輸入品租税取立方等之儀ニ付奉伺候書付」である。それぞれ該当箇所を紹介する。

### 【史料四】<sup>31</sup>

一船中食料、米・麦及小麦粉之儀、神奈川ニおゐては運上所江申立、乗組員ニ応し一日壱人五合積を以、十五日或は廿日分程宛算計いたし、運上所より鑑札相渡、市中米屋共より為売渡候振合ニ候間、於当地も以後神奈川之通、運上所より鑑札相渡、市中米屋共より勝手ニ買請船積之節は俵高鑑札可相渡、尤船用之儀ニ付不及謝銀、且在留商人米・麦・小麦粉之儀も前同様、運上所江申立人員

二応し、一日壱人五合之積を以、三十日程ツ、鑑札相渡、市中米屋共より買請候様致度候事

但、右鑑札は両所荷改所二而は不取扱候間、運上所江申立鑑札可請事

是は運上所江申立人員二応し算計いたし鑑札受、市中米屋共より買入方之儀談判不相決候二付、江府伺之上取極可申事

(朱書) 此朱書江府江御申 此儀本文ニ委細申上候通り之次第ニ

而談判纏り兼候間、篤とミニストル等江御談判御論達被

成上二而已相認候事 下神奈川表之振合ニ御治定御座候

仕度奉存候

右之通り談判之上、書面為取替置候事

元治二丑年五月 日

服部右衛門佐

### 【史料五】<sup>32</sup>

一船中并居留外人食料米渡方之儀、当地は是迄運上所江為申立、一日壱人貳斤但八合之当りを以、人員二応し十日或は十五日分ツ、算計いたし相渡、且麦并麦粉之儀も同様、運上所江為申立相渡、銀錢比較ニ而請取来候処、右銀錢御引替不相成、市中ニ而遣ひ払候ては元価ニ不復、何れニも御損耗相立候儀ニ付勘弁仕候処、神奈川表は船中乗組居留人共運上所江為申立、一日壱人五合積を以、人員二応し鑑札相渡、市中米屋共より勝手ニ為買受船積之節は猶俵高鑑札相渡候趣ニ付、当地之儀も以後右之振合を以取計候積、別紙之通り相達為及談判候処、神奈川表之振合は不宣、運上所より鑑札請候ニ不及、貯置之分は市中より勝手ニ買受度旨申立候得共、他之種品と違ひ萬一積荷として除出之懸念不少奉存候ニ付、何れニも人員二応し鑑札相渡為買受度、船中用積入之節

は俵数相届、鑑札相渡不為積込候、半而は別而多分之俵高積荷除出之懸念有之、加之居留人之儀は一時ニ多分買メ候様之儀可有之も難計、且去ル酉年九月英仏公使江別紙之通御書翰之趣も御座候ニ付、精々為及談判候得共承允不仕、何れニもミニストル江承合之上ならては治定難致旨、申張り談判纏り兼、是又双方江府江伺之上取極候積引合置候儀ニ御座候、篤トミニストル等江御談判何れニも神奈川之振合ニ御治定御座候様仕度奉存候、右之段立合御勘定方・御目付方申談、則為取替書類写応接書并御書翰写相添、此段奉候候、以上

丑五月

服部左衛門佐

まずは長崎と、同時期に開港された神奈川の取扱いの違いがうかがえる。長崎では運上所への外国人からの申し出に応じ、一人あたり一日八合程度の米麦及び麦粉を、一〇日分から一五日分で渡していた。一方、神奈川では運上所へ申し出たところ、一人あたり一日五合で算出し、一五日から二〇日の人数分の鑑札を発行して、外国人が市中の米屋で鑑札相当の量を購入する仕組みとされていた。欧米人はこれに対し、長崎でも市井の米屋で米穀の購入がかなうよう、三〇日分の鑑札発行を求めるが、対して長崎奉行は、多めに積出されるのかなわぬ、米穀は他の品物と異なるとしたうえで拒否している。ここで注目したいのは、外国人に供給する米穀の量は、会所で掌握することは統一されているが、具体的な取扱いは地域によって異なる点である。幕府が貿易責任者となったものの、実務の裁量は、一定程度各地の会所に与えられていたことがうかがえる。これを踏まえて、実際に外国人へ米穀を供給する資料を見てみよう。

【史料六】<sup>33</sup>

佛朗西こんしゆるエルテユリイより、同国鯨漁船出帆ニ付、白米五拾俵願横文字和解

但願高式拾俵減し、三拾俵相渡し候積返書遣し有之

佛朗西鯨船、明後日出帆仕候積ニ御座候所、所々乘廻候ニ付、白米五十俵御渡被下候様宜御取計可被下候、以上

三月七日

ゑるてゆりい

フランスの捕鯨船が、出帆にあたり船員の食糧として白米五〇俵を求めたところ、運上所は減じて三〇俵を渡すこととしたため、フランス領事から再度、白米五〇俵の供給が求められている。船員の数や旅程は不明だが、当初の要求量から比較すると、かなり削減されているのだろう。外国人への米穀供給量を運上所が査定し減じた事例をさらに紹介したい。

【史料七】<sup>34</sup>

於長崎表貌利太尼亞岡士館

千八百六十四年四月十九日我三月十四日

一ガゴマン儀、是迄毎月白米百斤宛為家用相願買請来、既ニ当月も右高運上所江願出候処免許無之段、殿下岡士江告訴いたし候、然ル処同人家内都合六人ニ候間、百斤之白米は相当之望ニ可有之、外ニ何歟次第も無之候は、同人之願御許容被下度、左無之候は、岡士儀石事件御奉行江及談判候、存意ニ有之候、拜具  
キーイースミット  
長崎運上所司長江

三月十四日

横山又之丞

イギリスのガゴマンは、毎月、六人分の食糧として白米一〇〇斤を要求していたが、今月も一〇〇斤の白米を求めたところ、運上所が六人分の食糧としては多すぎると判断し、供給を認めなかったとする。【史料五】の長崎の基準「一日一人式斤但八合之当り」を準用すると八日余りの分量であり、決して過ぎた要求だとは考えられない。

この二つの事例から、国内の慢性的な米不足に応じ、外国人が提示する必要量に関わらず、日本側が供給量を査定していたことが分かる。さらには、この査定は運上所で行われており、運上所が一定の裁量を持っていたと言える。

しかし時代が下り、慶応二年（一八六六）七月には転換がはかられた。

【史料八】<sup>35</sup>

①東條八太郎

②貝塚彦之丞

③加藤金四郎

④御勘定方

⑤御目付方

外国人夫食米、向後売渡方之儀ニ付申上候書付

外国人江売渡候当用米之儀、輸出御取締之為、運上所江申出次第切符相渡、代価は吹減無之、量目比較を以、同所ニ而取立、米は会所より前渡金を以買入、市中諸色改方ニ而売渡来候へ共、洋銀市中相

場と量目比較と之間損不少、右を可仕埋道無之候間、前旧取立候洋銀御引替之儀、去ル戌年中、御先勤奉行衆御伺之処、此度之分は何之通可相心得、尤渡米相増ニ随ひ間損多分可相成ニ付、此後之処米売渡方損失不相成様、何と歎勘弁之上主法取調可申上旨、同六月中御書取を以被仰渡、未六月より戌十二月迄之取立洋銀御引替相済候ニ付、向来之主法御勘弁中奉行衆御交代彼是遅延相成、一体右当用米之分御開港之際取締之為一時御取行之処、終ニ仕来と相成候へ共、役筋より売渡候儀は相止、市中相對売ニ不為致候ては迎も間損之弊可止期無之候間、以後町米買入方之儀、各国岡士へも一応及談判候へ共、各岡士見込区々ニ而差支急速難被行ニ付、逐而談判行届候迄先是迄之通、取溜洋銀ハ御引替被下度旨、当三月中江府江御申上相成居候へ共、際限なく御引替之儀は決而御聞濟相成間敷、去連市中相對売之儀発揮と岡士江懸合候とも前文之仕儀ニ付差向承允可致見据も無之、然ニ即今洋銀市中相場高直ニ成、量目比較同様ニ付今之姿ニ候へは間損も無之、且外国人共も同様損益無之折柄ニ付、此節市中米屋共之内軒数ヲ定メ、相對ニ為売渡石数其時々為相届候は、御取締筋ニ差響不申、外国人共強而苦情も有之間敷候間、右之趣ヲ以為取計候様仕度、左候は、運上所江申出次第町米買入方其時々外国人江申間相對ニ而為売渡候様癖付可申奉存候、依之懸々申談此段申上候、已上

寅七月

会所懸<sup>㊦</sup>

運上所懸<sup>㊧</sup>

公事方懸<sup>㊨</sup>

米の輸出を取り締まるべく会所取扱いに限定していたが、洋銀相場の変動により、市井の米屋のうち事前に定めた数軒において直売

買をさせる、外国人に売った米の量は時々届けさせるというものである。

商人同士の間で幕府が制限を加える矛盾は解消したかのように見えるが、自由貿易の本来の意義である、一般商人による自由な売買までは達成しえなかった。米穀に限っては、特権商人による会所貿易と類似の構造を引き起こすことになるのである。矢田純子氏は近世後期の長崎において、一般の米屋が大きな米屋に依存する傾向を明らかにしている。<sup>36</sup> 市井の米屋としては、自由貿易化においても、平等な商機は求めなかったのかもしれない。

### 三 米穀直売買禁止に直面した長崎の人々

長崎の市井の人々にとっても、自由貿易開始と、それに反する米の輸出禁止は全く無関係ではなかった。安政四年（一八五七）、日蘭追加条約で米穀の輸出禁止が明文化されたのち、同年一〇月、長崎奉行が公事方を通して、市中へ「米・大麦・小麦・大豆・小豆」ほか、絵図類や石炭などについて「以上之桁々は、会所限り外国人江売渡方取計候筈ニ候得共、若外国人共、当用丈市中等ニ而買入方相望候節、斤高・品嵩等ニ不相成分は売渡し候共差支無之候」と触れ、相場同等での直売買が認められた。しかし、諸国と修好通商条約を締結したのち、長崎奉行は安政六年（一八五九）五月、自由貿易開始にあたり、青銅器物と米穀は「是迄之通、長崎会所より売渡候外、相對売不相成候」とし、その他の品物については「是迄長崎会所ニ限り相渡候品も以来相對売くるしからず候」と、改めて米穀の直売買禁止について念押ししている。<sup>38</sup> その後の市中直売買の禁止は先述のとおりだが、実際に外国人へ米穀を直売買した者は処罰さ

れた。<sup>39</sup>

一方で、欧米人の指示により、欧米人のために市中の米屋で米穀を購入した日本人が処罰された事例がある。

【史料九】<sup>40</sup>

高木作右衛門御代官所 肥前国彼杵郡戸町村 大浦郷 百姓 さな悴  
一喜助

亥十二月廿三日預 子五月十三  
日過料五貫文可申付処幼年之節  
之儀ニ付米取上急度叱

右之もの、御開港以来米麦は会所ニ限り相渡候規則ニ付、相對を以  
外国人等江売渡候儀は不相成段触渡有之上は、外国人共相頼候とも  
買取遣候儀は致問敷処、幼年之節ニ而弁無之候とも、阿蘭陀人ホー  
ツマンニ被雇中、同人任申米買取持越候途中被捕押候段、右始末不  
埒ニ付、急度も可申付処、幼年之節之儀ニ付米取上急度叱リ

元治元年（一八六四）五月のこの裁定については、欧米人に代わっ  
て日本人が市中で米穀を購入することはもちろん不適當ではあるも  
の、「幼年」のため減刑し、米を取り上げ急度叱、いわゆる教戒  
という軽微な罰で手打ちとするというものである。これについては  
オランダ官吏との所管の控えに、オランダ側への事実確認などの詳  
細が収録されている。<sup>41</sup>長文ではあるが、【史料一〇】から【史料  
一四】にて、適宜区切りながら紹介したい。

【史料一〇】

戸町村大浦郷喜助悪事有之、召捕及吟味候処、大浦居留所海岸附第  
三拾番阿蘭陀人ホーツマン方江小使ニ被雇中、同人任申付、金壹歩  
錢百文受取、白米壹斗式升買取持越候途中被捕候旨申立候、然ル処  
米麦は長崎会所ニ限り売渡候規則ニ而、各国人民共他所より買請候  
儀は不相成筈ニ付、ホーツマン被相糺、喜助申立之通無相違候は、  
ホーツマン儀右規則相背候筋ニ付、相当之罰方有之候様存候、此段  
問合旁申進候、謹言

元治元年四月廿九日  
あいほうとゐん足下

服部長門守書判

大浦郷の喜助を吟味したところ、オランダ商人ホーツマンの指示  
で、金一〇〇文を受け取り、白米一斗二升を市井で購入したことが  
判明した。

元治元年時点、大浦三〇番の土地は英人の借地であり、居住する  
者のなかにはホーツマン、または類似の名前のオランダ人はいない。  
しかし隣の三一番地、英人の借地には「レムコーボースマン」「ボ  
スマン」などと書かれたオランダ人一名の居住が確認できるため、  
一人世帯であるとして論を進めたい。一方、一斗二升、つまり  
一二〇合の白米は、【史料五】の一日一人八合から換算すると、  
一五日分の一人分程度の量である。

長崎奉行服部常純はこれを受け、オランダ領事ボードウィンに対  
してホーツマンの取調べ、そして喜助からの聴取事項が事実であつ  
た場合には相応の罰を求めている。ところがこれに対し、ボードウイ  
ンは次のとおり反論する。

【史料一一】

第九拾三号

和蘭コンシユル役所於長崎

千八百六十四年第六月六日 子五月三日

尊下

一和蘭人ホーツマン召使喜助御召捕相成候処、主人任申付、金壹歩錢百文請取、長崎ニ而白米相求候一条ニ付、尊下御懸合之趣恭敬落手致し候、但右ニ付当方ニ而も相糺、ホーツマン罰方致し候様御申越有之候

一右ニ付ては何歟行違之儀可有之、拙者勘考致し候其次第は、條約第二ヶ条ニ和蘭人は無妨日本人より買請出来可申段取極有之、其儀而已拙者承知罷在、外ニ相改り候儀無之、左候得はホーツマンも金壹歩錢百文丈ヶ之白米為買求候様被存候、附ては同人相罰し候儀何も無之、亦外ニ子細も無之候は、御勘考之上、右喜助をも御赦免有之度相願候  
右恭敬御答申上候

和蘭コンシユル

アイボードイン

長崎奉行尊下

右文意和解仕候

子五月三日

品川藤十郎

中山六左衛門

ボードウインは、日蘭修好通商条約第二条を取り上げ、オランダ人と日本人の自由貿易の規程をもとに、ホーツマンは処罰をうけるいわれはなく、さらに喜助も許してほしいと主張した。ここで当該条項を確認すると、開港・開市場とその期限、居留等にかかる土地

の貸出しなどの記載に加え、「双方の国人、品物を売買する事総て障なく」とあるが、それに続き、同条項内に「日本の米並に日本の麦は、日本逗留の阿蘭陀人、並に船々乗組たる者、及び船中旅客食料の為の用意は与ふとも、積荷として輸出することを許さず」と明記されており、恣意性は不明だが、米穀の輸出禁止にかかるただし書きが慮外となつてゐる。

これを受けて、長崎奉行からボードウインへ返答がなされた。

【史料一二】

当月三日<sup>六十四年</sup>第六月六日第九十三号附之返翰致披閱候、戸町村喜助、阿蘭<sup>マド</sup>人ホーツマン任申付白米買取候儀、條約第二ヶ条ニ和蘭人は無妨日本人より買受出来可申段、碇と取極有之旨被申聞候得共、既文久元年九月、国産米麦之儀税則ニ明文有之通、積荷として輸出する事は禁するニ付、外国人と直売買之儀は不相成段、兼而米穀渡世之もの共江普く触示、尤船中乗組人数之為用意之分は買入方差許候規則ニ付、其数量ハ売渡さしむといへ共、我商人共ニは其国士官と商人の見分成かたきニ付、是迄其士商とも各港運上所江銘々より申立有之取計来れる処、中ニは其断なく直買いたすもの有之、自他とも彼是之不都合を生せる間、以後区に無之、必運上所江申立候様落なく告命有之度段、外国奉行より貴国公使江談判相済候段、其旨江府より申越、其許ニも承知之儀ニ可有之、然ル上はホーツマン儀右規則相背候筋ニ付、相当之罰方有之候様存候、此段尚申進候、謹言

元治元年五月十一日

あいほうとゐん足下

服部長門守<sup>花判</sup>

長崎奉行の言い分としては、文久元年（一八六一）九月、米屋な

ど「米穀渡世之もの共」に対して外国人への米穀の販売禁止を触れたとするが、その理由として、【史料三】と同様に、日本人商人には外国人の士官と商人の見分けがつかないこと、市井での直売買を認めてしまうと、本来は必須である運上所を通した米穀の供給がなされず不都合が生じるとしている。さらにそれは、長崎奉行の裁定ではなく、幕府としての判断であり、既にオランダ公使へも談判済みとする。やはり直売買によつて、米穀の流出を掌握できなくなることを忌避していると考えられる。

長崎奉行による、根拠を細やかに提示したうえでの主張を受け、ボードウインはホーツマンを取り調べるに至ったが、その後、ボードウインから長崎奉行へ提示された返答は次のとおりである。

【史料一三】

第九拾八号

長崎表和蘭岡士館於て

千八百六十四年第七月八日子六月五日

尊下

一和蘭人ホーツマン長崎内ニ而米買入方為致候儀ニ付、五月十六日附之尊翰恭敬落手致し候、右同人相糺候処、同人日雇入用之為者、米買入候として、右日雇江沓歩銀沓片相与之候由ニ而、全くホーツマンに係係致し候訳ニ無之段説明いたし候

一米買入方運上所ニ限ると申規則は、何共拙者承知不致候ニ付、右次第柄申越候様、和蘭岡士セネラル江頼遣し置申候  
右恭敬御答申上候

和蘭岡士

アイボードイン

長崎奉行尊下  
右之通和解仕候、以上

六月

品川藤十郎  
中山六左衛門

この一件は、ホーツマンが購入を命じたわけではなく、喜助が勝手に購入したものと述べ、長崎オランダ領事は、米の購入場所が運上所に限られていると承知していないと主張した。【史料一一】での主張は自身が条約を把握していないための過失であるとし、喜助への庇護も翻しているが、いずれにせよ、ボードウインは自国民の処罰を回避したのである。

長崎奉行とボードウインのやり取りののち、ボードウインから運上所司長あて、次の要望がなされた。

【史料一四】

和蘭コンシユル館

於長崎千八百六十四年第七月廿七日

運上所司長

一運上所ニ而不都合之御取扱を御改正可相成旨、御懸合至極可然奉存候、前方御改正相成候は、右様之事より兎角行違ひ相起り、拙者并運上所との間ニ相懸り候煩勞も有之間敷存候、拝具

和蘭コンシユル

アイボードイン

六月廿四日

訊

貿易に関する要望を、オランダ領事が運上所へ直接行っていることが分かる。これはいわゆる「鎖国」期の貿易におけるオランダと長崎会所の関係性の順延によるものと推測されるが、少なくとも長崎のオランダ領事は、国同士の条約中に明記されていても、貿易の不都合にかかる窓口として運上所を選択したと言える。

さて、オランダ商人ホーツマンによる代理者喜助を用いた米穀購入について見てきたが、ここから幕末開港期の幕府による、対外対応の限界の一端を窺い知ることができる。それまで判例主義を原則とした幕府は、条約主義の欧米諸国、ここではオランダに対して、条約や税則を細やかに引用し、論理的な主張を展開している。これは、圧倒的な武力を持つ欧米列強に対して対等な立場を保つべく、毅然とした対応を取っているように見受けられる。

本稿で用いた史料からは確認できないが、史料中のボードウインの主張から、恐らくホーツマンは何の処罰も受けなかっただろう。一方、【史料九】で見たとおり、幕府は最終的には欧米商人に唆された自国民を軽い罰に処することで事を収めるが、条約中で示した米穀輸出の禁止について、結果的には幕府の慮外での米穀の国外流出を許し、かつ条約を違反した欧米諸国へペナルティを科すこともできず、対外貿易の責任者として、米穀の輸出禁止に関する主導権を握ることができなかつたのである。

### おわりに

いわゆる「鎖国」期においては、限られた諸外国との貿易を幕府

が「官営」するなかでは、米穀の流通は国内に留めることができた。欧米諸国のアジア進出及び日本への接近の機会が増えると、幕府は欧米諸国とのトラブル回避の目的で、必要分の食糧を欧米諸国の船舶へ与えることとしたが、開港し、自由貿易が開始されても、米穀に関しては先の姿勢を維持した。直売買の対象とせず、あくまで来日・滞日外国人の自家用の食糧に限り、会所（運上所）を通じた供給を徹底することで、国内流通量の掌握に努めたのである。このときの幕府の原理原則として自国民の食糧確保が主張されており、さらに物価急騰による市井の混乱抑制も目指していたと考えられる。

しかし「鎖国」期において、幕府は現場、具体的に言えば長崎会所に貿易事務を任せきりにしていたため、自由貿易の責任を負う立場であるにも関わらず、欧米人への米穀の供給について開港地ごとに不統一な対応を許すなど、十分な統率力を示すことができなかった。一方で、各開港地の会所で欧米人へ米穀が供給されていたものの、日本の米穀不足に呼応し、会所の裁量で供給する米穀の量の査定が行われていた。

他方、欧米諸国は日本へ、アジア進出の足掛かり、特に新たに進出したものの内乱が続く清における食料の代替供給地としての役割を求めたため、自由貿易を部分的ながら制限して需要の高い米穀の輸出を妨げた幕府との間にたびたび軋轢が生じ、また私人間では日雇いを使った、条約の穴をかくような直売買さえ行われた。

さて、米穀の輸出禁止は、江戸幕府が倒れ、明治期に入ってもなお継続した。外国人居留地の制度は明治三二年（一八九九）まで続くこともあり、補論として紹介したい。

明治二年（一八六九）から長崎医学学校で教鞭を執ったヘールツは、『日本年報』の中で、明治四年（一八七二）、日本における米の豊作

と米価の下落を報じるとともに、「鎖国」から脱して交趾からの米穀、中国からの豌豆・大豆等の輸入により凶作を凌いだにも関わらず、豊作で生じた余剰米の輸出の完全自由化に踏み込まない日本の姿勢に疑問を呈した。<sup>44</sup>その翌年、明治政府は「米麦之儀ハ、是迄海外輸出御禁制之処以来大蔵省在米有余之分ニ限り、各開港場運上所ニ於テ輸出之為メ公之入札ヲ以テ内外人民ニ可売渡候条」として、一部の余剰米を日本人・外国人の競売にかけるといふ、限定的な自由貿易を認めることとした。さらに、明治八年（一八七五）には米麦の輸出が解禁され、明治十一年（一八七八）以降、米を最も盛んに輸出していた神戸港において、米の輸出額がたびたび一位ないし上位となる。<sup>46</sup>幕府は米穀の輸出の防止、すなわち自由貿易の制限によって自国民の食糧を確保しようとしたが、皮肉にも自由貿易の進展によって食糧不足を凌ぎ、また米穀の輸出によって自由貿易はさらなる発展を遂げたのである。

この背景として、日本における米穀の性格の転換も看過できない。明治政府は、明治四年（一八七一）の廃藩置県、明治六年（一八七三）の地租改正により、米遣いの経済を否定した。<sup>47</sup>言い換えれば、貨幣の役割を果たした米穀が、単なる食料や商品作物へと変化するに至ったのである。

無論、幕末の混乱や幕府の弱体化は複雑な要素が絡みあつて生じた結果であり、米穀というごく限られた事項からうかがい知る対外関係だけで十全に語れるものではない。また、本稿では、居留外国人の米穀の調達については触れたものの、外国人居留地内での消費に迫るには至らなかった。単に消費方法、いわゆる食文化の問題にとどまらず、外国人が会所から支給された米穀を実際に自家用として消費したのか、史料上の制約が予想されるものの、史料の発掘も

含め、今後の課題としたい。

しかしながら、日本を舞台に、身分や立場、人種や国籍などを超え、万人にとって欠かせない米穀を通して、当時の社会を覗く可能性を提示できたのなら幸甚である。

（長崎市長崎学研究所主事）

- 1 浜崎国男『長崎異人街誌』（葦書房、一九七八年）、ブライアン・パークガフニ『リンガー家秘録』（長崎文献社、二〇一四年）など。
- 2 近世期の米遣いの経済構造については、持田恵三「明治期の総合研究」（『農業総合研究』第二二巻第四号、農林水産省農業総合研究所、一九六八年）一一九～一二八頁に詳しい。
- 3 森永種夫「校訂」『長崎幕末史料大成』第三卷（長崎文献社、一九七〇年）、三七二頁。
- 4 近世期の米穀の高騰・払底及びそれにかかる長崎への米穀供給のための幕府の政策等は小山幸伸「近世長崎の米穀供給体制と社会慣行」（『経済文化研究所紀要』第一一号、敬愛大学経済文化研究所、二〇〇六年）に詳しい。
- 5 八百啓介『近世オランダ貿易と鎖国』（吉川弘文館、一九九八年）。
- 6 前掲「近世長崎の米穀供給体制と社会慣行」、一二六頁。なお、唐人への米穀支給が乙名加役として制度化される一方、帰帆用の食糧などの例外を除き、唐人への米穀売渡しは原則禁じられていた（山本紀綱『長崎唐人屋敷』謙光社、一九八三年、二四八～二四九頁）。
- 7 越中哲也「長崎学・食の文化史概論」（越中哲也『長崎学・食の文化史』長崎純心大学博物館、一九九五年）、一〇三～一〇四頁。
- 8 清水紘一・柳田光弘・氏家毅「編」『近世長崎法制史料集』第三巻、四三一頁。
- 9 石井良助・服藤弘司「編」『幕末御触書集成』第一巻（岩波書店、一九九二年）、三二頁。
- 10 前掲『幕末御触書集成』第一巻、三二頁。
- 11 フランスも日本との和親条約の締結を希求したものの、太平天国の乱、アロー戦争（一八五六年勃発）対応のため、条約締結はかなわなかった（長崎県史編集委員会「編」『長崎県史』対外交渉編、吉川弘文館、一九八六年、七九八頁）。
- 12 中村質「長崎会所と安政開港」（同『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館、一九八八年）。
- 13 前掲『幕末御触書集成』第一巻、四五頁。
- 14 吉岡誠也「通商条約の締結と貿易業務体制の変容」（同『幕末対外関係と長崎』吉川弘文館、二〇一八年）五一～五二頁。
- 15 前掲『長崎県史』対外交渉編、八一三頁。
- 16 前掲『幕末御触書集成』第一巻、五三頁。
- 17 長崎会所は元禄十一年（一六九八）に設けられ、貿易の会計業務を担ったが、安政六年（一八五九）の開港に伴い、各開港場奉行の管轄下に運上所が設けられた。なお、長崎では湊会所と称し、文久三年（一八六三）に運上所と改称された（石井孝筆「運上所」、『国史大辞典』。運上所の位置づけは吉岡誠也「通商条約の締結と貿易業務体制の変容」（前掲論文）に詳しいが、ここでは諸外国への対応の一環として、条約国へ米穀を供給する役割に着眼するため、本稿においては年代や用いた史料の記載に従い、断りなく両者を使い分けることとする）。
- 18 日蘭追加条約は、幕府が他の欧米諸国と通商の取り決めをするための対案だったと評価されている（前掲『長崎県史』対外交渉篇、八一四頁）。
- 19 前掲『幕末御触書集成』第一巻、六六頁。
- 20 同様の内容は、安政五年七月一〇日の日蘭修好通商条約第二条、

同年七月一日の日露修好通商条約第一二条、七月一八日の日英修好通商条約の貿易章程第七則、九月三日の日仏修好通商条約でも規定される。

- 21 石井良助・服藤弘司「編」『幕末御触書集成』第五卷（岩波書店、一九九四年）五七六頁。
- 22 前掲『幕末御触書集成』第五卷、五七八頁。
- 23 前掲『幕末御触書集成』第一卷、一三五頁。
- 24 森永種夫「校訂」『長崎幕末史料大成』第一卷（長崎文献社、一九六九年）、二五九頁。
- 25 森永種夫「校訂」『長崎幕末史料大成』第四卷（長崎文献社、一九七一年）、四〇〇頁。
- 26 前掲『幕末御触書集成』第五卷、五八六頁。
- 27 前掲『長崎幕末史料大成』第一卷、三三四頁
- 28 参考までに、日米修好通商条約の第六条を引用する。「日本人に對し法を犯せる亜米利加人は、亜米利加コンシユル裁断所にて吟味の上、亜米利加の法度を以て罰すべし、亜米利加人へ對し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし（後略）」。前掲『幕末御触書集成』第一卷、六七頁。
- 29 島津斉彬文書刊行会「編」『島津斉彬文書』（吉川弘文館、二〇一八年）、六〇一～六〇二頁。
- 30 石井良助・服藤弘司「編」『幕末御触書集成』第四卷（岩波書店、一九九三年）、五〇六頁。
- 31 前掲『長崎幕末史料大成』第四卷、四〇六頁。
- 32 前掲『長崎幕末史料大成』第四卷、三九九頁。
- 33 前掲『長崎幕末史料大成』第一卷、二七五頁。
- 34 前掲『長崎幕末史料大成』第一卷、三六一頁。
- 35 森永種夫「校訂」『長崎幕末史料大成』第五卷（長崎文献社、一九七一年）、一九八頁。
- 36 矢田純子「近世長崎における払米の構造」（『お茶の水史学』第五六号、お茶の水女子大学文教育学部人文科学科比較歴史学コース内読史会、二〇一三年）。
- 37 前掲『長崎幕末史料大成』第三卷、二二八頁。
- 38 前掲『長崎幕末史料大成』第三卷、三二二～三二八頁
- 39 外国人（欧米人）への米穀の直売買のみを犯した事例を挙げると、文久三年（二八六三）一月には安太郎・伊太郎・豊次郎の三人が、同年一二月には九重が、売払い代金取上げと過料五貫文に処されている。（森永種夫「編」『犯科帳』第一卷、犯科帳刊行会、一九六一年、二二〇頁・二二二頁）。
- 40 前掲『犯科帳』第一卷、二四四頁。
- 41 前掲『長崎幕末史料大成』第一卷、四五〇～四五三頁。
- 42 長崎県立長崎図書館「編」『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿』I（長崎県立長崎図書館、二〇〇二年）において、元治元年正月には「三拾壹番英ヘンサルト借地住居」として「蘭人レムコーボースマン」（五四頁）、同年三月には「三十壹番英ハリソン・ライト借地住居」として「蘭人 ヲースマン」（六七頁）、同年八月には「三十壹番英ハリソン・ライト借地住居」として「蘭人 ボスマン」（八一頁）の名前が確認できる。
- 43 前掲『幕末御触書集成』第一卷、七六頁。
- 44 庄司三男「訳」『ヘールツ 日本年報』新異国叢書第二輯五（雄松堂出版、一九八三年）、二三〇頁。

<sup>45</sup> 石井良助「編」『太政官日誌』第六卷（東京堂出版、一九八一年初版、一九九〇年再版）、一四頁。

<sup>46</sup> 神戸税関『神戸港一五〇年の記録―貿易統計からみる貿易の変遷』五～七頁。 [https://www.customs.go.jp/kobe/00zeikan\\_top.htm/150toukei/2\\_meiji.pdf](https://www.customs.go.jp/kobe/00zeikan_top.htm/150toukei/2_meiji.pdf)（令和五年十一月三〇日閲覧）。

<sup>47</sup> 廃藩置県によって封建的土地所有や藩札ほか領主経済が否定されるとともに、府県の経費を石高ではなく人口を根拠に算出するに至った。また、地租改正によって地租が米納から金納に変わり、石高制が完全に撤廃されたと言えよう。